

災害時における防災活動協力に関する協定書

千葉市（以下「甲」という。）と株式会社イトーヨーカ堂（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、千葉市域で地震、風水害等による大規模災害が発生し、又は発生する恐れがある場合の被災者の応急救助等に係る防災活動協力について必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 甲は、乙に対し次の事項について協力を要請することができ、乙はこの要請に対し末尾記載の対象店舗を通じ、可能な限り協力するものとする。

- (1) 乙は、乙の店舗及び乙の関係機関において保有する生活必需物資等を供給すること。
- (2) 乙は、乙の店舗において、被災者等（帰宅困難者を含む。以下同じ。）に対し、乙の指定する一時的な避難場所、飲料水、トイレ等を提供すること。
- (3) 乙は、乙の店舗において、被災者等に対しテレビ・ラジオ等で知り得た災害情報を提供すること。

2 甲及び乙は、前項に定めがない事項について必要に応じて相互に協力を要請することができるものとする。

（支援要請の手続き）

第3条 前条の規定による甲及び乙の要請（以下「要請」という。）は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭あるいは電話等をもって要請し、事後、速やかに文書を提出する。

（連絡責任者）

第4条 防災協力活動に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者・担当者を別途定めるものとする。ただし、本協定の有効期間の途中において内容の変更が生じた場合は速やかに相手先に報告するものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第5条 第2条第1項(1)及び同条第2項に規定する防災協力の実施に要する物資（以下「物資」という。）は、原則として乙の店舗で引渡しを行う。ただし、必要に応じて、甲は乙に対して、物資の運搬について協力を求めることができる。

（経費の負担）

第6条 物資の対価及び甲の要請に基づいて乙が行った運搬等の費用は、甲が負担するものとする。

2 物資の対価は、災害発生時直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上決

定するものとする。

(代金の支払)

第7条 甲は、物資の納入を受けた後、乙からの請求書を受理した場合には、災害発生による混乱が沈静化した後、速やかに代金を乙に支払うものとする。

(円滑な運用)

第8条 甲及び乙は、本協定が円滑に運用されるよう平素から情報の交換を行うと共に相互連携を図るための訓練を定期的に行うものとする。

(履行義務の免除)

第9条 乙が被災した場合、甲乙協議の上、被害の程度に応じて履行義務の一部又は全部を免除することができるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、平成19年1月31日から平成19年3月31日迄とする。ただし、この期間満了の1箇月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議事項)

第11条 この協定に定めがない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙双方が誠意をもって協議し、決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成19年1月31日